

入 札 説 明 書

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会（以下、協議会という。）が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 1 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

下記のとおり、防災情報処理端末の賃貸借に係わる一般競争入札を地方自治法施工令第 1 6 7 条の 6 の規定に準じて公告する。

1 公告日 令和 5 年 7 月 1 4 日

2 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

防災ファクシミリ（複合タイプ） 一式

(2) 借入物品の特質等

別添仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 5 年 8 月 3 1 日

(4) 契約期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで（6 1 月）

(5) 納入場所

別添仕様書のとおり

(6) 入札方法

(1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年宮崎県条例第 8 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に準じた契約であり、協議会は、上記 2 の（4）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る協議会の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 協議会は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 宮崎県が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

キ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 宮崎県内に本店又は支店（営業所含む）を有する者であること。

- (2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- (3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会事務局

（宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当）

宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号880-8501 電話番号0985（26）7928

イ 提出期限

令和5年7月26日 午後5時

ウ 提出方法

持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る）

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。協議会が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

審査期間 令和5年7月26日から令和5年7月27日まで

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約事項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会事務局

(宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当)

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7928

(2) 期間

令和5年7月14日から令和5年7月28日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会事務局

(宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当)

(2) 期間

令和5年7月14日から令和5年7月28日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年7月26日 午後5時

イ 提出先 宮崎県市町村防災行政無線運営協議会

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

(アドレス: musen-kyou@pref.miyazaki.lg.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、下記のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会事務局
(宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当)

(2) 提出期限

令和5年7月28日 午後5時

(3) 提出方法

別紙様式2による入札書を、持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『7月31日開封「防災ファクシミリ」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『7月31日開封「防災ファクシミリ」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記(2)の提出期限を必着とする。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

防災庁舎4階防46号室

(2) 日時

令和5年7月31日 午前10時00分

(3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

(5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去二箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

1.1 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1.2 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

1.3 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会事務局

（宮崎県総務部危機管理局消防保安課通信管理担当）

宮崎市橘通東2丁目10番1号

郵便番号880-8501 電話番号0985（26）7928

防災ファクシミリ（複合タイプ）リース更新
機 器 仕 様 書

宮崎県市町村防災行政無線運営協議会

（事務局 宮崎県総務部危機管理局消防保安課）

1 使用目的

防災ファクシミリは、市町村・消防本部に設置され、各種防災情報を受信するために、県防災行政無線等を利用しており、災害時の通信手段の確保の観点から重要な機器である。機器の選定については、このことに十分留意すること。

2 設置台数

防災ファクシミリ（プリンタスタンド含む）：36台

※プリンタスタンドは高さが35cm以上でキャスター付きのもの

3 ファックス機器仕様（ブラザー製 MFC-L3770CDW 同等品）

（1）本体機能

- ①最大用紙サイズ : A4
- ②ADF（自動原稿送り装置） : 50枚以上
- ③給紙容量 : 250枚以上
- ④メモリ容量 : 512MB
- ⑤インターフェース : Hi-Speed USB2.0、10BASE-T/100BASE-TX、IEEE802.11 b/g/n
- ⑥ウォームアップタイム : 27秒以下（電源投入から）
- ⑦自動両面プリント : 有り
- ⑧電源 : AC100V 50/60Hz
- ⑨外形寸法 : W410×D509×H414程度

（2）プリンター機能

- ①プリント速度 : [カラー、モノクロ]約24枚/分以上（片面）
- ②プリント最大解像度 : [カラー、モノクロ]600×2400dpi以上
- ③用紙サイズ : 最大;A4、最小;官製はがき

（3）コピー機能

- ①コピー速度 : プリンタ機能に準ずる
- ②コピー最大解像度 : 600×600dpi以上
- ③最大連続複写枚数 : 99枚以上

（4）スキャナー機能

- ①最大光学解像度 : 1200×2400dpi以上
- ②階調 : [カラー]入力48ビット以上、出力24ビット以上
[モノクロ]入力16ビット以上、出力8ビット以上
- ③読み取り速度 : [カラー]2.39秒/枚以上（片面）
[モノクロ]1.84秒/枚以上（片面）

(5) ファクス機能

- ①最大通信速度 : 33.6kbps 以上
- ②通信モード : SuperG3
- ③自動縮小受信 : 有り

(6) PCファクス機能

- ①PCファクス送信・受信 : 有り (モノクロ、A4サイズ)

4 その他

- ①新品に限る (リサイクル製品は不可とする)。
- ②パソコンとの接続については、既設FAXと同じインターフェースで接続及び設定を行うこと。
- ③「電話交換機-FAXアダプタ-既設FAX」の構成から「電話交換機-新規FAX」へ接続構成を変更すること。接続変更使用するコネクタは、当協議会が支給するものを使用すること。
- ④機器の設置・初期設定および電話帳の移行作業等は導入業者にて行うこと。
- ⑤契約期間満了に伴う機器の撤去に要する荷造り及び運送の費用は導入業者負担とすること。

5 設置場所

	機関名	住所
1	宮崎市危機管理課	宮崎市橘通西1丁目1番1号
2	都城市危機管理課	都城市姫城町6街区21号
3	延岡市危機管理課	延岡市東本小路2番地1
4	日南市危機管理室	日南市中央通1丁目1番地1
5	小林市危機管理課	小林市大字細野300番地
6	日向市防災推進課	日向市本町10番5号
7	串間市危機管理課	串間市大字西方5550
8	西都市危機管理課	西都市聖陵町2丁目1番地
9	えびの市基地・防災対策課	えびの市大字栗下1292番地
10	三股町総務課	北諸県郡三股町五本松1番地1
11	高原町総務課	西諸県郡高原町大字西麓899番地
12	国富町総務課	東諸県郡国富町大字本庄4800番地
13	綾町総務課	東諸県郡綾町大字南俣515番地
14	高鍋町総務課	児湯郡高鍋町大字上江8437番地
15	新富町総務課	児湯郡新富町大字上富田7491
16	西米良村総務課	児湯郡西米良村大字村所15番地
17	木城町総務財政課	児湯郡木城町大字高城1227-1
18	川南町まちづくり課	児湯郡川南町大字川南13680番地1
19	都農町総務課	児湯郡都農町大字川北4874-2
20	門川町総務課	東臼杵郡門川町平城東1丁目1番地
21	諸塚村総務課	東臼杵郡塚村家代2683番地
22	椎葉村総務課	東臼杵郡椎葉村大字下福良1762-1
23	美郷町総務課	東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
24	高千穂町総務課	西臼杵郡高千穂町大字三田井13
25	日之影町総務課	西臼杵郡日之影町大字七折9079番地
26	五ヶ瀬町総務課	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地
27	宮崎市消防局警防課	宮崎市和知川原1丁目64番地2号
28	都城市消防局指令課	都城市菖蒲原町19号7番
29	延岡市消防本部通信指令課	延岡市野地町5丁目2761番地
30	日南市消防本部総務警防課	日南市大字殿所2026番地9
31	日向市消防本部警防課	日向市亀崎2丁目23番地
32	串間市消防本部消防係	串間市大字南方122番地
33	西都市消防本部総務課	西都市大字三宅2445番地13
34	宮崎県東児湯消防組合消防本部	児湯郡高鍋町大字上江4526番地
35	西諸広域行政事務組合消防本部	小林市大字真方493番地
36	西臼杵広域行政事務組合消防本部	西臼杵郡高千穂町大字三田井1346-1